

鳥栖市教育プラン

～ 羽ばたけ！ふるさと鳥栖の未来を拓くひとづくり ～



鳥栖小学校のジャングルジムとインクルーシブ遊具で遊ぶ子ども達

令和 5 年 3 月

鳥栖市教育委員会

目次

はじめに ～鳥栖スタイル～	・・・	1
計画策定の趣旨と位置付け	・・・	2
鳥栖市教育プランの概要	・・・	3
学校教育		
1 子どもたちに見せたい鳥栖の未来	・・・	4
2 具体的な取組	・・・	5
社会教育		
1 すべての人に見せたい鳥栖の未来	・・・	11
2 具体的な取組	・・・	12
歴史・文化財		
1 未来に継承する鳥栖の伝統・文化	・・・	14
2 具体的な取組	・・・	15
教育行政	・・・	16
進行管理	・・・	17

はじめに ～鳥栖スタイル～

全国的な少子高齢化が進行する中、すべての人が社会の担い手としての自覚を持ち、協働しながら新たな価値を創造することが求められてきます。そのような時代にあって、教育は人々の多様な個性・能力を伸ばし、地域社会の一層の発展を支える基盤となるものです。地方教育行政に対しては、子どもから大人まであらゆる世代に向け、ふるさとを愛する気持ちを養い、地域に貢献できる力、さらには国際社会でも活躍できる力をつける取組を進めることが期待されます。

一方、昨今の子どもたちの現状として、家庭における食事や睡眠などの基本的な生活習慣と学習意欲や体力・気力の相関関係が指摘されています。子どもたちの基本的な生活習慣の乱れは、個々の家庭や子どもたちだけの問題ではなく、大人のライフスタイルが子どもの生活リズムに大きく影響していると考えられ、社会全体が一丸となって取り組んでいくことが重要です。これは、鳥栖市の教育行政を推進するうえでも極めて重要な課題であり、目指す方針の実現に向けて、改めて意識して具体的な行動につなげていく必要があると考えています。

このようなことから、基本的な生活習慣の中でも特に大切な「挨拶」「掃除」「食生活」の3つについて、“鳥栖スタイル”というキャッチフレーズで、教育行政に関わるすべての皆さんと共に、特に意識して心がけたい基本的な日常の取組として位置づけました。鳥栖スタイルとは、教育行政に関わるすべての皆さんと、現状をさらに良い方向に変えていこうという取組で、具体的には、『挨拶を行うことを徹底する』『掃除を行い、常に身の回りを綺麗にする』『健康と成長を支える食生活の実践』です。健全な日常生活、ひいては「生きる力」の土台となるこれらを再確認しながら、特色ある教育行政を推進していきます。

「挨拶」「掃除」「食生活」

- ◇ 挨拶は「心を開いて相手に近づく」という意味です。素直に挨拶ができることは、本来の姿であり、人間社会の秩序の基本です。
- ◇ 掃除に心がけると、誰もが清々しい気持ちになります。また、掃除を行うことで自分の責務を果たす習慣を身に付けることができます。
- ◇ 食生活は生きていくうえでの基本です。特に成長期にある子どもたちは、望ましい食生活を実践し、その大切さを学ぶことで、将来にわたっても健康に過ごす力を養っていきます。

計画策定の趣旨と位置付け

平成27年度から、新たな教育委員会制度がスタートしたことから、鳥栖市では市長と教育委員会からなる総合教育会議での3回にわたる協議を経て、鳥栖市の教育に関する施策について、その目標や施策の指針となる「鳥栖市教育大綱」を策定、令和3年度に改定を行いました。

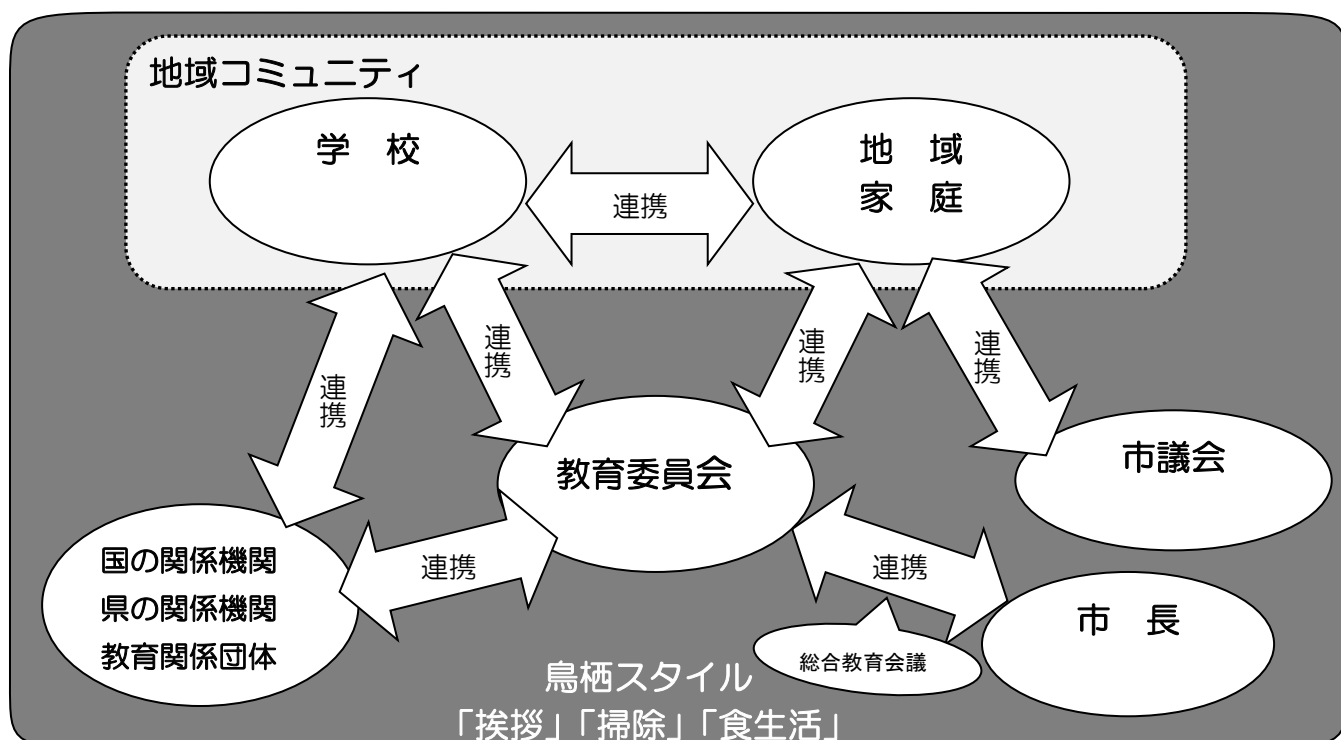
教育大綱では、“羽ばたけ！ふるさと鳥栖の未来を拓くひとづくり”と表す基本理念のもと、4つの教育方針に沿って人財育成に資する教育の充実を目指すことを謳っています。

鳥栖市教育プランは、鳥栖市の教育行政の基本となるもので、鳥栖市教育大綱の理念を実現するために鳥栖市教育委員会が目指すビジョンや実施する具体的な取組を「学校教育」「社会教育」「歴史・文化財」の分野ごとに掲載しています。このプランは、未来を担う子どもたちのための「学校教育の充実」、すべての方々に関係する「社会教育施策の充実」、更に、本市が現在まで受け継いできた文化財をはじめとする「財産の継承」について、関係するすべての方々と思いを共有し、共に取り組むことをねらいとして策定しています。

また、急速に進展する情報技術、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大など、先の見えない中でも、こうした状況の変化に柔軟に対応し、児童生徒一人ひとりに個別最適な質の高い教育を持続的に行っていくことを念頭に置きながら策定しています。

このプランについては、鳥栖市総合計画、教育関係法令、教育振興基本計画及び佐賀県教育の基本方針等を踏まえ策定したものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

鳥栖市教育プランの主たるプレーヤー



鳥栖市教育大綱

【基本理念】 羽ばたけ！ふるさと鳥栖の未来を拓くひとづくり

《教育方針1》

たくましく
生きる力をもった
子どもたちの育成

《教育方針2》

生涯にわたり
自ら学び続ける
学習環境の実現

《教育方針4》

鳥栖の伝統・文化の
未来への継承と
情報発信

※教育委員会が取組の中心となる教育方針のみを記載しています

学校教育

『めざす子ども像』

ふるさとを愛し、ふるさとの誇りを持ち、よりよい社会の形成者としての資質能力をもった「鳥栖っ子」

令和5年度における重点的な取組

重点取組 小中一貫教育実践

重点取組 教科「日本語」の充実

重点取組 教育相談充実

重点取組 食育指導充実

重点取組 特別支援教育充実

重点取組 相談支援体制充実

重点取組 教育環境充実

社会教育

『めざす市民像』

誰でも、いつでも、どこでも、学び、親しみ、楽しみ、感動し、そして創造し、郷土鳥栖を誇る市民

重点取組 学習機会充実

重点取組 人権教育啓発

歴史・文化財

『未来への継承』

鳥栖の「だから」である多様で豊かな文化遺産の適切な保存と確実な継承、魅力の発信を行い、郷土鳥栖を誇る市民

重点取組 勝尾城保存整備

重点取組 文化資源公開活用

鳥栖市教育プラン

1 子どもたちに見せたい鳥栖の未来

『こうあったらいいな！ 子どもたちの未来』

- ◇ 必要な学力、豊かな心、健やかな体など、生きる力を身に付けた人
- ◇ 志を持ち、自分を信じて、自分の力でやり遂げることができる自立した人
- ◇ ふるさと鳥栖や日本の自然、歴史、伝統、文化を愛し守り伝えることができる人
- ◇ 命の尊さを知り、相手の気持ちや考えに心を傾け行動することができる人

『こうあったらいいな！ 子どもたちの未来』は、鳥栖の子どもたちに、こんなふうに育ってもらいたいという鳥栖市教育委員会の目指すべきビジョンです。このビジョンを一言で表したものが、『めざす子ども像』です。

『めざす子ども像』（一言でいうと・・・）

ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、よりよい社会の形成者としての
資質能力をもった「鳥栖っ子」

小学校（初等教育）及び中学校（前期中等教育）の義務教育（普通教育）の期間は、子どもたちの人格形成の基礎をつくるとても大切な時期です。

また、子どもたちに対する教育は、学校教育だけで成り立つものではありません。家庭教育や社会教育といったそれぞれの主体が役割を果たし、相互に連携し合うことで、真の教育の目的を達成していくことが理想と考えます。

これらのことから、鳥栖市教育委員会は、めざす子ども像である「ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、よりよい社会の形成者としての資質能力をもった鳥栖っ子」の育成に向けて、子どもたちのとても大切な期間に関わるものの一員として、家庭や地域社会とともに全力で取り組みます。

その中で、鳥栖の自然、歴史、伝統、文化、先端技術などを、積極的に取り入れた教育環境の充実を図っていきます。

学校教育

2 具体的な取組

(1) 学校教育（内容の充実）

- 学力の向上 ⇒ ①小中一貫教育の実践
②教科「日本語」の充実
③UDの視点を取り入れた授業実践
④ICT利活用教育の推進
⑤学習指導要領への対応充実
⑥学力調査の活用
⑦校内研究・校内研修の充実
- 豊かな心 ⇒ ⑧教育相談体制充実
⑨教科「日本語」の充実（再掲）
⑩いじめを防止するための取組の充実
⑪不登校・不登校傾向の子どもへの支援充実
⑫「特別の教科 道徳」の推進
⑬人権・同和教育の充実
- 健やかな体 ⇒ ⑭食育推進
⑮体力向上の取組
- インクルーシブ教育の推進 ⇒ ⑯特別支援教育の充実
⑰相談支援体制の充実

上記を具体的な取組として位置づけ、特に活動指標を意識して行うものについて次に示します。

- ◇ 日本人としての教養を身に付け、地域や郷土、国家を愛する気持ちや国際社会における日本人としての主体性を育むために、小中一貫教育の柱として、全小中学校で教科「日本語」に取り組み、授業の中では地域ボランティアの積極的な活用を目指します。

（活動指標） 教科「日本語」の授業公開【鳥栖市教育の日・各学校実施の授業参観】
教科「日本語」コーディネーター研修会の実施回数

- ◇ 「生きる力」の育成に重要な資質・能力として、ア「知識・技能」、イ「思考力、判断力、表現力等」、ウ「学びに向かう力・人間性等」の3点が学習指導要領に明記されました。これらの習得や育成に重点を置いた指導を行います。

（活動指標） 佐賀県小中学校学習状況調査の分析

学校教育

- ◇ すべての児童生徒にとってより分かりやすい授業を展開するため、集中しやすい落ち着いた雰囲気のある教室環境の整備を行い、UD の視点を取り入れた授業づくりに取り組みます。また、電子黒板やデジタル教科書を積極的に授業で活用するとともに、児童生徒の ICT 環境の充実に努めます。ICT 支援員を配置し、一人1台によるタブレット端末など ICT を活用した授業、研修、教材作成、オンラインによる遠隔授業等を円滑に進めます。加えて、若葉小学校が「令和4・5年度一人1台端末を活用した授業改善研究指定校」として佐賀県教育委員会の指定を受けており、若葉小学校を核とした研究推進と実践事例の共有化を図ります。

(活動指標) 「授業づくりステップ1・2・3Vol.2」等(県教委作成)の活用
佐賀県小中学校学習状況調査到達基準達成状況
タブレット端末活用に係る研修会の実施回数
校長研修会、教頭研修会等での指導の回数

- ◇ 学習指導要領実施へ向けた外国語教育の充実に努めます。
田代中学校が、佐賀県教育委員会指定の「令和4・5年度佐賀県研究指定校事業(外国語教育)」を受けており、田代中学校を核とした研究推進と実践事例の共有化を図ります。

(活動指標) 校長研修会、教頭研修会等での指導の回数
小中一貫教育における外国語部会の設立及び研修会の実施

- ◇ 不登校やいじめ、児童虐待などの問題、コロナ禍により不安を抱える児童生徒への対応などに対して、学校、家庭や地域、関係機関等が連携協力し、早期発見、早期解決に取り組めます。不登校を未然に防ぐよう魅力ある学校づくりを進めるとともに、教育支援センター「みらい」や「別室における学校生活支援事業」を活用しながら、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな配慮や支援を行います。また、児童虐待や不安を抱える児童生徒については関係者及び福祉部門や関係機関との連携を図り、日頃から学校で細やかな観察を行い、児童相談所等との連携体制を確立していきます。
- ◇ スクールソーシャルワーカーについては、県で配置される時間に加え280時間の活動時間を確保し、細やかな支援を行います。
- ◇ 令和5年4月に、教育支援センター「みらい」を、生涯学習センター内へ移転し、更なる機能充実のため取り組んでいきます。

(活動指標) 不登校児童生徒の不登校状況に改善が見られた割合
心の悩み相談室相談件数、スクールカウンセラー相談件数
スクールソーシャルワーカー相談件数

学校教育

- ◇ 道徳教育や地域とのつながり、自然体験・社会体験などの体験活動の充実を図り、豊かな心を育みます。「特別の教科 道徳」では、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める授業実施の定着を図り、保護者等へその様子を公開します。鳥栖中学校区が、佐賀県教育委員会指定の「令和4・5年度人権教育研究推進事業」を受けており、鳥栖中学校区を核とした研究推進と実践事例の共有化を図ります。

(活動指標) 「ふれあい道徳」や道徳の公開授業実施率
「人権集会」や「いじめ・いのちを考える日」の取組など、
人権・同和教育推進に係る活動の実施回数

- ◇ 小学校及び中学校の期間は、基本的な生活習慣を養うための大切な時期です。学校における食に関する指導を充実し、家庭との連携を図りながら食育の取り組みを推進します。

(活動指標) 栄養教諭等による食育指導実施回数
学校給食の残食率

- ◇ 子どもたちの体力に関する実態を継続的に把握し、体育や保健の授業の改善や授業以外の学校全体の取組などをとおして運動習慣を定着させ、一体的かつ効果的な体力向上を目指します。

(活動指標) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査
体力向上プランの作成及び改善学校数

- ◇ 「鳥栖市が目指すインクルーシブ教育システムの推進に向けて」及び「鳥栖市立小・中学校における 校内・教室の環境づくり事例集」等に沿って、特別支援教育に関する情報の共有及び、特別支援学級や通級指導教室の充実を図り、地域のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導及び支援に努めます。また、市立小中学校に在籍する医療的ケア児に対し、看護師を派遣し適切な支援を行います。

(活動指標) 特別支援教育支援員の研修回数
特別支援教育に係る教職員の研修回数

学校教育

◇ 「にじいろ相談室」^{注1}をはじめ、さまざまな分野の関係者及び関係機関と連携して取り組み、校内支援体制の更なる充実を図ります。

また、特別支援教育相談員を配置し切れ目ない支援体制を整備するとともに、システムを活用した庁内における福祉部門と教育部門の連携等による相談支援体制の充実を図ります。

注1：学校生活への適応に困っている児童生徒及び保護者、学校関係者等を対象に、子どもが安心して生活するための環境づくりを学校・家庭とともに考えるための相談室。

(活動指標) 県立特別支援学校等からの巡回相談件数
特別支援教育相談員相談件数
就学相談会参加者数

学校教育

(2) 学校教育（環境整備）

教育環境	⇒	①大規模改修の計画的実施 ②エレベーター・インクルーシブ遊具の設置事業の実施 ③教職員の働き方改革の推進
学校給食	⇒	④学校給食センター運営事業の実施 ⑤中学校給食運営事業（民間委託）の実施 ⑥学校給食費の公会計化
家庭・地域との連携	⇒	⑦生活習慣づくり ⑧まちづくり推進協議会との連携 ⑨コミュニティ・スクールの活用 ⑩開かれた学校づくり推進事業

上記を具体的な取り組みとして位置づけ、特に活動指標を意識して行うものについて次に示します。

- ◇ 子どもの学習意欲を高める安全で快適な教育環境の整備が必要です。市が定めた鳥栖市公共施設中長期保全計画を踏まえ、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、安全を第一に快適かつ適正な学校教育環境の整備を進めます。小学校の35人学級化に伴う教室の確保を図るとともに、令和4年度に引き続き、田代小学校大規模改造工事を行います。更に、旭小学校屋内運動場大規模改造工事にも着手します。また、新型コロナウイルス感染症対策として、サーキュレーターやCO2モニター等の備品や、消毒液、ハンドソープ等の十分な確保を行います。

（活動指標） 学校施設（建設又は改修後30年経過）の大規模改造工事等の着工

- ◇ インクルーシブ教育の考えのもと、一人ひとりの多様性を尊重し、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び、共に成長することができる環境づくりを進めます。スロープや手摺りの設置などとともに、エレベーターについても計画的に設置していきます。また、遊具についても、インクルーシブ遊具を令和4年度に引き続き、計画的な設置に向けて取り組みます。

（活動指標） エレベーター・インクルーシブ遊具を設置している学校施設数

学校教育

- ◇ タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスを推進し、教職員の意識改革を進めるとともに、教職員が担うべき業務に専念できるよう、新型コロナウイルス感染症対策等により純増した業務をサポートするため教員業務支援員^{注2}や中学校における部活動指導員を配置するなどの業務改善や、部活動の地域移行に向けた協議を進めます。また、令和5年度から、学校（私会計）で徴収・管理してきた学校給食費を公会計化することにより、教職員の業務負担軽減を図るとともに、家庭や地域へ啓発を行い、家庭・地域と連携して働き方改革を推進します。

注2：教員の専門性を必要としない学習プリント等の準備や消毒作業等の業務をサポートする職員

(活動指標) 時間外勤務時間数
定時退勤日の実施率及び定時退勤日における時間外勤務時間数
部活動休養日、ノー部活デーの実施率
ストレスチェックにおける高ストレス率
部活動の地域移行に向けた協議

- ◇ 安全・安心な学校給食を提供するため、保護者及び学校との連携を図り、学校給食センター運営事業及び中学校給食運営事業（民間委託）の安定的な運営を実施します。

(活動指標) 給食運営委員会の開催

- ◇ 地域・家庭・学校が連携して子どもたちの教育に取り組むため、全ての学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しており、その活用促進及び充実に努めます。また、各学校に配置した地域学校協働活動推進員や地域と連携し、コミュニティ・スクールを推進していきます。

(活動指標) 学校運営協議会開催
保護者・地域等への公開授業実施

社会教育

1 すべての人に見せたい鳥栖の未来

『こうあったらいいな！ 鳥栖市民の未来』

- ◇ 市民自らの課題や、地域の課題解決につながるような、学びができる人
- ◇ 自分を信じて、志を持ち、学ぶ楽しさと生きがいをもつことができる人

『こうあったらいいな！ 鳥栖市民の未来』は、すべての鳥栖市民の皆さんに、こんなふうになったらいいなという鳥栖市教育委員会の目指すべきビジョンです。このビジョンを一言で表したものが、『めざす市民像』です。

『めざす市民像』（一言でいうと・・・）

誰でも、いつでも、どこでも、学び、親しみ、楽しみ、感動し、そして
創造し、郷土鳥栖を誇る市民

本来、学習活動は、個人や団体が自己実現や仲間づくりのため、自主、自立的に行うものだと考えています。このような中で、教育行政は暮らしの中で自主的に学ぶ機会、楽しむ機会、実践する機会の充実を図ることにより、すべての市民の皆さんの学びを支援し、鳥栖で暮らす市民の皆さんが幸せと思える、鳥栖に暮らして良かったと思えるようになることが理想と考えています。

これらのことから、鳥栖市教育委員会は、めざす市民像である「誰でも、いつでも、どこでも、学び、親しみ、楽しみ、感動し、そして創造し、郷土鳥栖を誇る市民」の実現に向けて、市民の皆さんをはじめ、関係機関や他自治体等の協力、協働により社会教育環境のより一層の充実に関心を持って取り組みます。

社会教育

2 具体的な取組

(1) 社会教育

生涯学習	⇒	①学習機会の充実 ②図書館機能の充実 ③図書館外事業の充実 ④子どもの読書活動の推進
人権教育	⇒	⑤人権・同和教育 ⑥人権啓発
青少年健全育成	⇒	⑦青少年の健全育成 ⑧体験交流事業 ⑨放課後児童クラブ ⑩一体型放課後子ども教室

上記を具体的な取組として位置づけ、特に活動指標を意識して行うものについて次に示します。

- ◇ 市民の皆さんが、生涯を通じて、いつでも自由に学ぶ機会を選択することができ、その成果が適切に評価される、そんな社会の構築はとても大切なことです。このことから、市民の皆さんの学習ニーズを踏まえ、地区まちづくり推進センター及び生涯学習センターが生涯学習の拠点となるような、学習講座の充実に努めます。

(活動指標) 講座教室開催数、講座教室参加者数

- ◇ 図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての市民が自ら学ぶ生涯学習と交流の拠点施設です。読書施設としての役割に加え、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民の皆さんが必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとして機能の充実に努めます。家庭・地域・学校等と連携し、子どもが読書活動に親しむ環境整備に取り組みます。具体的には、学校、保育所、幼稚園や高齢者施設等へのアウトリーチ事業を通して、様々な本との出会いを提供します。

(活動指標) 図書館資料貸出利用者数、図書館主催事業及び参加者数、
図書館ホームページ訪問者数

社会教育

- ◇ 人権の意義・内容について理解を深め、自分を大切にすると同じように他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付け、それを様々な場面で行動にあらわすことはとても大事なことです。このことから、人権教育・啓発の更なる推進に取り組みます。特に、近年ではインターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者などの関係者に対する誹謗中傷や差別が問題となっています。こうした比較的新しい人権課題についても教育・啓発が必要です。本市は、講師として社会教育指導員を地域、企業等に積極的に派遣し、市民の人権意識の高揚を図ります。また、個別具体的な人権課題に対しては、必要に応じ専門的な知識を有する外部講師の派遣を行います。

(活動指標) 研修会等参加者数

- ◇ 放課後、子どもたちが、安心して過ごすことができる居場所としての学童保育は、子どもたちの健全な育成にとっても大切な役割を果たしています。この居場所の確保のため、放課後児童クラブの支援を充実させます。また、「なかよし会」については、慢性的な指導員不足の解消に努め、待機児童の多い小学校の施設増設及び市が定めた鳥栖市公共施設中長期保全計画を踏まえた施設の改修についても取り組みます。令和5年度は、鳥栖小学校なかよし会B・Cクラス及び麓小学校なかよし会B・Cクラス新設工事に着手します。「なかよし会」を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会及び放課後児童クラブを運営する社会福祉法人との情報の共有、情報提供を行います。

(活動指標) 放課後児童クラブ待機児童数

1 未来に継承する鳥栖の伝統・文化

『こうあったらいいな！ 未来への継承』

- ◇ 鳥栖の伝統芸能、文化遺産の意味を知り、大切に引き継いでいく人
- ◇ 鳥栖に根付く生活文化、風習や習慣など地域文化を大切に引き継いでいく人
- ◇ 鳥栖の歴史を理解し、郷土に誇りや愛着を感じ、大切に引き継いでいく人

『こうあったらいいな！ 未来への継承』は、鳥栖のすべての皆さんに、こんなふうになったらいいなという鳥栖市教育委員会の目指すべきビジョンです。このビジョンを一言で表したものが、『未来への継承』です。

『未来への継承』（一言でいうと・・・）

**鳥栖の「たから」である多様で豊かな文化遺産の適切な保存と確実な継承、
魅力の発信を行い、郷土鳥栖を誇る市民**

地域の魅力は、文化力によって創られると考えます。その個性豊かで多様な文化や伝統的な有形・無形の文化遺産から文化産業まで、その担い手である様々な人材や団体も含めて、これらを文化の「資源」ととらえることが重要です。

また、文化力の向上は、社会・経済活動などと結びつき、質の向上や広がりを持つ地域の魅力となって、交流の拡大を促します。さらには、文化活動の活発化によって、鳥栖を誇りに思い、鳥栖に愛着を感じるといった郷土愛が醸成され、それらのすべてを次世代に引き継いでいくのは、今に生きる私たちの使命です。

これらのことから、鳥栖市教育委員会は、未来への継承として位置付けた「鳥栖の『たから』である多様で豊かな文化遺産の適切な保存と確実な継承、魅力の発信を行い、郷土鳥栖を誇る市民」の実現に向けて、市民の皆さんとともに全力で取り組みます。

歴史・文化財

2 具体的な取組

(1) 歴史・文化財

勝尾城筑紫氏遺跡の保護・活用	⇒	①史跡の適切な保全管理と整備の検討
		②史跡の積極的なPRと活用
文化資源の情報発信	⇒	③文化財の積極的な公開活用及び施設整備
		④小中学校の学習支援の推進
		⑤地域に伝えられている民俗芸能等の保護及び支援
		⑥文化資源の再認識及び記録

上記を具体的な取組として位置づけ、特に活動指標を意識して行うものについて次に示します。

- ◇ 国史跡勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代の姿が今なお残る重要な史跡です。この大切な文化財を適切に保全管理するとともに、史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画の修正改定を検討します。

史跡のPRと活用については、史跡の理解を容易にする映像を作成したことから、これらを活かした活用を今まで以上に進めていきます。また、福岡女学院大学と連携^{注3}し、若い世代の方々に親しんでもらえる方策をソフトとハードの両面で積極的に進めます。

注3：福岡女学院大学と歴史・文化財の活用、生涯学習の振興等に関する連携協定を令和3年度に締結しています。

(活動指標) 史跡見学会参加人数

- ◇ 鳥栖の歴史・文化の魅力を映像や説明パネルなどを使用して、わかりやすく紹介する歴史・文化交流発信施設の整備、史跡等の見学会や講座の開催等を通じて、市民が郷土の文化財に触れる機会を積極的に提供します。

(活動指標) 展示会・見学会・講座等の参加者数(延べ)

- ◇ 市の史跡や遺物など文化財を活用し、小中学校の社会科や教科「日本語」、総合的な学習等における学習支援を積極的に進めます。

(活動指標) 小中学校への学習支援等回数

教育行政

鳥栖市教育委員会の使命と役割

鳥栖市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の主な役割は、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項等について審議・検討することで、効果的で円滑な教育行政の運営を図ることです。将来を見据え、より良い教育行政を行っていくためには、これまでのやり方の良いところは継承しつつ、様々な課題に対しスピード感を持って対応していくためにも、見直すべきところは見直すことも必要です。

平成26年度の法改正を受け、鳥栖市では、平成27年度から総合教育会議を開催し、市長と共に「鳥栖市の教育」のあるべき姿について議論を深め、より一層市民の皆さんの意見を反映した教育行政の推進に努めています。更に平成28年10月には、教育委員長と教育長の役割を一本化した新制度の教育長が任命され、教育委員会と市長が更に連携を深め、教育行政の諸問題に取り組んでおり、教育委員会は、次のようなことに十分留意し、鳥栖市の教育行政の責任を担う当事者としての使命感と、行政機関としての主体性をもって、その責任を果たしていきます。

<教育委員会>

- ◇ 将来を見据えた鳥栖市の教育の姿を描いて、適切な教育行政の方針を示し、積極的かつ集中的に取り組を進めます。
- ◇ 方針や取組、全国的な時事課題などへの対応について、積極的な議論を行い、教育委員会事務局に対して必要な情報提供や指示及び助言を的確に行います。
- ◇ 特に重要案件などの審議において、最前線である現場の意見や考えを聴いて、現場にある課題の顕在化に努めるとともに、これに対し適切な課題対応について積極的に議論します。
- ◇ 教育行政の方向性や課題について、教育行政の持つ独立性を堅持しつつ、総合教育会議において市長と積極的に情報や意見を交換し、教育行政の更なる充実を図ります。
- ◇ 積極的な情報発信を行い、説明責任の確保に努めます。

<教育委員会事務局>

- ◇ 教育委員が非常勤であることを踏まえて、特に重要案件などについて、教育委員会と教育委員会事務局が常に情報共有しながらスピード感をもって課題に対応できる環境を整えます。
- ◇ 教育委員会事務局は、マネジメント力の向上を目指した組織体制の確立に努めます。

鳥栖市教育プランに位置づけた目標の達成状況や施策・事業の実施状況、重点課題への対応状況などについて、教育委員会事務局で3か月ごとに年4回実施している進行管理をとおして、自己評価を行うとともに、「教育委員会の点検・評価」において客観評価を行い、随時、必要な見直しを行っていきます。




鳥栖 SMART DRIVER 宣言

○ 私たちは、「**思いやりの心**」をもって運転します。

- 1 時間にゆとりをもって運転します。
- 2 制限速度を守って運転します。
- 3 車間距離を十分にとって運転します。
- 4 確実に左右確認、後方確認を行って運転します。

合い言葉「ハンドルを にぎる前に 深呼吸」

■鳥栖市教育委員会



いじめ・いのちを考える日

- ◇ 毎月10日は、いじめ・いのちを考える日です。
- ◇ この日は、小学校・中学校で、子ども達がいじめ撲滅や命の大切さについて考える取組を行います。



鳥栖市教育委員会

鳥栖市教育の日

- ◇ 鳥栖市教育委員会では、鳥栖の子ども達の健やかな成長を願って「鳥栖市教育の日」を定め、各学校において、学校・行政・家庭・地域社会が連携する様々な取組を行っています。

※令和5年度の「鳥栖市教育の日」は6月11日（日）です。

鳥栖市教育委員会事務局

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

- 教育総務課 (TEL0942-85-3691)
- 学校教育課 (TEL0942-85-3520)
- 学校給食課 (TEL0942-85-8050)
- 生涯学習課 (TEL0942-85-3694)